

受付印

特別徴収税額の納期の特例承認取消しに関する届出書

令和 年 月 日提出

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|------------------|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 徳島市長 殿 | ① | 住 所 又 は 所 在 地 | | | ② 特 別 徴 収 指 定 番 号 (指定番号がない場合は「新規」に○) | | | | | | | | | | | 新規 |
| | | 氏 名 又 は 称 | | | ④ 電 話 番 号 | | | | | | | | | | | |
| | | 代表者職氏名印 | | | ③ 法 人 番 号 | | | | | | | | | | | |

給与所得等に係る特別徴収額の納期の特例について、徳島市市税賦課徴収条例第35条の5の4の規定により、納期の特例承認取消しに関し、届出します。

解除理由

※該当する番号に○を付けてください。

- 1.給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため(令和 年 月 日)
- 2.滞納
- 3.その他(理由:)

※ 徳島市市税賦課条例第35条の5の4に基づき、届出書の提出の日の属する月以後の期間については、納期の特例の承認は効力を失うことになります。

※ 徳島市市税賦課徴収条例第35条の5の5の規定に基づき、届出書を提出した日の属する月割額以前の月割額で納期の特例が認められた月割額の納期は、これが提出された日の属する月の翌月10日をその納期とします。